

# 四條畷市地域公共交通会議傍聴要領

## (目的)

第1条 この要領は、四條畷市地域公共交通会議規則（平成29年規則第32号）に定めるもののほか、四條畷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (傍聴定員)

第2条 交通会議を傍聴することができる者の定員（以下「傍聴定員」という。）は、10人とする。ただし、会場の都合等によりこれを増減することができる。

## (傍聴手続)

第3条 傍聴の手続は、次に定めるところによる。

- (1) 交通会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。
- (2) 傍聴者の受付は、交通会議の開会時刻の30分前から先着順に行うものとする。  
ただし、受付開始時に傍聴定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴者を決定する。
- (3) 傍聴者の入場は、傍聴定員に達したとき、又は交通会議の閉会時刻をもって終了する。
- (4) 傍聴者の交替は、認めないものとする。
- (5) 傍聴者の途中退場は、これを妨げない。

## (傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、交通会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、旗、のぼり及びプラカードその他これらに類するものを携帯している者
- (3) 拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者
- (4) 録音機、ビデオカメラ、写真機その他これらに類するものを携帯している者（第6条ただし書の規定により許可を得た者を除く。）
- (5) 酒気を帶びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあると認められる者

## (傍聴者の遵守すべき事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 静粛にし、放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。

- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等音声の発する機器の電源を切ること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。

(係員の指示)

第7条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、交通会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年10月6日から施行する。